

修正箇所対照表

※重要な修正箇所のみ

| 素案 2 (第 2 回会議提出) ← | 素案 1 (第 1 回会議提出) |
|--|---|
| <p>1-2 横浜市ガイドラインとの関係</p> <p>横浜市は、<u>情報通信技術</u>を活用した地域ネットワークの構築を推進するため、平成 30 年 3 月、地域ネットワークの目指すべき将来像や推進手法など、ネットワークの構築や、持続可能な運営のために必要となる内容をまとめた「横浜市 <u>ICT</u> を活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」(以下「横浜市ガイドライン」)を策定しました。</p> <p>県ガイドラインは、横浜市を含めた県内各地で地域医療介護連携ネットワークを構築する場合の必要事項等を定めることから、今後、横浜市内で地域ネットワークを構築する場合は、両ガイドラインを参照する必要があります。</p> <p>なお、地域ネットワークを県の補助事業により構築する場合は、県ガイドラインで必要事項として定めるもののうち、一定の事項 <u>(県補助金の交付決定通知書で補助条件として明記することを予定)</u> については、確実に適合させることが必要です。</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>医療情報</p> <p>患者基本情報、患者に対する診療行為に係る傷病名、診療行為の内容、経過、検査結果、処方・調剤、退院時サマリその他の情報で、地域ネットワークにより共有が可能なもの</p> <p><u>※次世代医療基盤法(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律)(平成 29 年法律第 28 号)に規定する医療情報の定義ではありません。</u></p> <p>名寄せ</p> <p><u>各参加機関の各システムのサーバに分散されて保存されている同一人物に係る医療情報のデータを、当該同一人物に係る ID の付与その他の方法により、同一人物のデータとして紐づけすること</u></p> <p>2-2-2 在宅における多職種連携の推進 (略)</p> <p>さらに、タブレット端末<u>等</u>と連動させることにより、例えば訪問看護師が高齢者県民</p> | <p>1-2 横浜市ガイドラインとの関係</p> <p>横浜市は、<u>ICT</u>を活用した地域ネットワークの構築を推進するため、平成 30 年 3 月、地域ネットワークの目指すべき将来像や推進手法など、ネットワークの構築や、持続可能な運営のために必要となる内容をまとめた「横浜市 <u>ICT</u> を活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」(以下「横浜市ガイドライン」)を策定しました。</p> <p>県ガイドラインは、横浜市を含めた県内各地で地域医療介護連携ネットワークを構築する場合の必要事項等を定めることから、今後、横浜市内で地域ネットワークを構築する場合は、両ガイドラインを参照する必要があります。</p> <p>なお、地域ネットワークを県の補助事業により構築する場合は、県ガイドラインで必要事項として定めるもののうち、一定の事項 <u>(6「県の補助事業により地域ネットワークを構築する際の留意点」の箇所に記載)</u> については、確実に適合させることが必要です。</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>医療情報</p> <p>患者基本情報、患者に対する診療行為に係る傷病名、診療行為の内容、経過、検査結果、処方・調剤、退院時サマリその他の情報で、地域ネットワークにより共有が可能なもの</p> <p>(新設)</p> <p>名寄せ (確実な患者検索)</p> <p><u>検索しようとしている県民と検索画面で表示される県民を確実に一致させること</u></p> <p>2-2-2 在宅における多職種連携の推進 (略)</p> <p>さらに、タブレット端末<u>と</u>連動させることにより、例えば訪問看護師が高齢者県民</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p>の自宅等を訪問した際、<u>褥瘡等の状況</u>をタブレット端末で撮影し、その場で地域ネットワークの<u>クラウドサーバ (以下「クラウドサーバ」)</u>に送信することで、当該県民に在宅診療を行っている医師や歯科医師と最新の情報を共有することが可能となり、在宅医師や在宅歯科医師による適時の適切な在宅医療の提供につながります。</p> <p>3-2-1 地域協議会の設立の単位 《必要事項》 地域ネットワークを構築する場合は、上記の区域を基本として、<u>区域内の関係機関による合意により</u>、地域協議会を設立するものとします。<u>ただし、設立時において上記区域の全域にわたって関係機関が参加していない場合であっても、地域協議会は設立可能ですが、設立に先立って行う設立の呼びかけは上記区域全域の関係機関に幅広く行うこと、可能な限り速やかに当該地域の全域に参加機関を広げることが重要です。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>3-2-7 地域協議会で協議し、決定する事項 3-2-7-1 対象事項 《必要事項》 少なくとも次の事項は、地域協議会の総会や理事会 (<u>地域協議会が法人でない場合は、これらに準じる会議</u>) において協議し、決定する<u>ことが必要です。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域ネットワーク構築の目的の設定並びに地域で共有する医療情報の範囲及び共有方法に関すること。 ②要求仕様、技術仕様その他システムの基本的事項の決定及び変更に関すること。 ③システム銘柄の選定及び更新に関すること。 ④参加機関別の負担金額の決定又は変更及び負担金の積立て方法に関すること。 ⑤<u>県民、関係施設等への広報及び</u>本人同意の取得方法に関すること。ただし、本人 | <p>の自宅等を訪問した際、<u>褥瘡や口腔衛生状況</u>をタブレット端末で撮影し、その場で地域ネットワークの<u>サーバ</u>に送信することで、当該県民に在宅診療を行っている医師や歯科医師と最新の情報を共有することが可能となり、在宅医師や在宅歯科医師による適時の適切な在宅医療の提供につながります。</p> <p>3-2-1 地域協議会の設立の単位 《必要事項》 地域ネットワークを構築する場合は、上記の区域を基本として地域協議会を設立します。</p> <p>《留意事項》 なお、このガイドライン (初版) 策定時 (令和元年〇月) において、すでに地域ネットワーク又はこれに準じるICTネットワークの協議団体が組織されており、当該団体への参加機関を当該団体の活動区域の属する二次医療圏域まで拡大することを想定している場合は、今後新たに地域ネットワークを構築し、又は当該団体の既存のICTネットワークシステムをこのガイドラインに定める要件に適合させるための県の補助の対象とすることができます。</p> <p>3-2-7 地域協議会で協議し、決定する事項 3-2-7-1 対象事項 《必要事項》 少なくとも次の事項は、地域協議会の総会や理事会 <u>において協議し、決定する事項とします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域ネットワーク構築の目的の設定並びに地域で共有する医療情報の範囲及び共有方法に関すること。 ②要求仕様、技術仕様その他システムの基本的事項の決定及び変更に関すること。 ③システム銘柄の選定及び更新に関すること。 ④参加機関別の負担金額の決定又は変更及び負担金の積立て方法に関すること。 ⑤ <u>本人同意の取得方法に関すること。ただし、本人</u> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|--|
| <p>同意の対象については、このガイドラインで定めています(4-2-4参照)。</p> <p>⑥参加機関別・職種別に閲覧制限する情報の範囲の設定及び参加機関別・職種別に情報を更新する権限の設定に関すること。</p> <p>⑦上記のほか地域ネットワークの構築、運用、更新における重要事項に関すること。</p> <p>決定の対象とする事項については、地域協議会の定款に規定します。</p> <p>3-3 地域で共有する医療情報の範囲及びその共有方法 《必要事項》 略</p> <p>《留意事項》 表3に記載されている医療情報のほか、地域の医療機関の施設情報_____その他 の医療情報・介護情報で、地域ネットワークのシステムにより共有する事項については、地域協議会で協議し、決定します。 (略)</p> <p>3-4 システム銘柄の技術要件及び選定 3-4-1 厚生労働省標準規格の実装 略 3-4-2 技術要件_____</p> <p>《必要事項》 導入するシステム銘柄は、次の技術要件_____を満たしたものを選択することが必要 です。</p> <p>① クラウド型の地域ネットワークを構築できること。</p> <p>(削除)</p> <p>② 参加機関の各システム(電子カルテ、PACS、検査システム、レセプトコンピュータ、介護システム等)から、地域協議会で協議し、決定した一定間隔の時</p> | <p>同意の対象については、このガイドラインで定めています(4-2-1参照)。</p> <p>⑥参加機関別・職種別に閲覧制限する情報の範囲の設定及び参加機関別・職種別に情報を更新する権限の設定に関すること。</p> <p>⑦上記のほか地域ネットワークの構築、運用、更新における重要事項に関すること。</p> <p>決定の対象とする事項については、地域協議会の定款に規定します。</p> <p>3-3 地域で共有する医療情報の範囲及びその共有方法 《必要事項》 略</p> <p>《留意事項》 表3に記載されている医療情報のほか、地域の医療機関の施設情報、人生の最終段階において本人が受けてみたい医療・ケアのあり方に関する事前指示書その他の情報、その他の医療に関する各種情報、介護に関する情報で、地域ネットワークのシステムにより共有する事項については、地域協議会で協議し、決定します。 (略)</p> <p>3-4 システム銘柄の技術的要件及び選定 3-4-1 厚生労働省標準規格の実装 略 3-4-2 技術要件・仕様</p> <p>《必要事項》 導入するシステム銘柄は、次の技術要件・仕様を満たしたものを選択します。</p> <p>① クラウド型の地域ネットワークを構築できること。</p> <p>② 当該地域ネットワークに加入する県民ごとに、時系列で各種情報を一覧で表示できるユーザインターフェースのアプリケーションとすること。</p> <p>③ 参加施設の各システム(電子カルテ、PACS、検査システム、レセプトコンピュータ、介護システム等)に、地域ネットワークのクラウドサーバ(以下、「ク</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|--|---|
| <p><u>間ごとに、当該地域ネットワークに参加する県民のみの情報を、必要に応じて送信用端末等を介して、クラウドサーバに自動でデータ保存できること。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>なお、この要件は、参加機関の各システムから自動で送信用端末にデータを格納することが不可能なシステムのデータを、上記一定間隔の時間ごとに、クラウドサーバにデータ<u>保存</u>することまで求めるものではありません。</p> <p>③ <u>地域ネットワークの参加機関のみクラウドサーバに保存されているデータにアクセスできる仕組みとすること。</u></p> <p>④ 在宅における医療情報・介護情報の連携ができること。 (例：タブレット端末から<u>の</u>バイタルその他の情報の書き込み、画像の保存) (留意事項として記載)</p> <p>⑤ 地域協議会で協議し、決定したところにより、参加機関の各システムに保存されている過去の電子カルテデータ、読影レポート、画像データその他の情報を、<u>クラウドサーバに保存できること。</u> <u>なお、この要件は、各地域協議会において、参加機関の各システムに保存されている過去のデータをクラウドサーバに保存することを必要事項とするものではありません。</u></p> <p>⑥ クラウドサーバの容量は、地域で共有する医療情報の範囲<u>に対応した十分な容量を運用開始時に確保できること。また、運用開始後において、クラウドサーバの容量の拡充ができること。</u></p> <p>⑦ バックアップサーバを設け、<u>地域協議会で協議し、決定したところにより定める一定間隔ごとに、データを自動でバックアップできること。</u></p> | <p><u>クラウドサーバ]に自動でデータ送信するための端末(以下、「送信用端末」)を設置し、各システム内のデータを送信用端末に自動又は手動で格納できること。</u> <u>地域協議会で協議し、決定した一定間隔の時間ごとに、当該地域ネットワークに参加する県民のみの医療情報を、送信用端末からクラウドサーバに自動でデータ送信できること。</u> <u>送信用端末は、クラウドサーバへのデータ送信専用とすること。</u> なお、この<u>技術</u>要件は、参加機関の各システムから自動で送信用端末にデータを格納することが不可能なシステムのデータを、上記一定間隔の時間ごとに、クラウドサーバにデータ<u>送信</u>することまで求めるものではありません。</p> <p>(新設)</p> <p>④ 在宅における医療情報<u>及び</u>介護情報の連携ができること。 (例：タブレット端末から、<u>の</u>バイタルその他の情報の書き込み、画像の保存)</p> <p>⑤ <u>医療情報及び介護情報を同一のアプリケーション内で共有できること</u></p> <p>⑥ 地域協議会で協議し、決定したところにより、参加機関の各システムに保存されている過去の電子カルテデータ、読影レポート、画像データその他の情報を、<u>地域ネットワークのクラウドサーバに保存できること。</u> (新設)</p> <p>⑦ クラウドサーバの容量は、地域で共有する医療情報の範囲、<u>各法令で定められたデータ保存期間</u>に対応した十分な容量を運用開始時に確保できること。_____</p> <p>⑧ バックアップサーバを設け、<u>一日一回、夜間に</u>データを自動でバックアップできること。</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(留意事項として記載)</p> <p>⑧ クラウドサーバの設置場所における大規模災害発生時等に伴うデータ損傷発生時に、バックアップサーバから迅速にデータ復旧できること。</p> <p>⑨ サイバーセキュリティに関する国のガイドラインに準拠した技術的安全対策を満たしていること。</p> <p>⑩ 参加機関別及び職種別に、更新又は閲覧できる情報を制限できること。</p> <p>⑪ 未受診医療機関等からの閲覧を制限できること。 (例：医療情報を閲覧できない技術的な仕組みを設ける方式、技術的に閲覧できない仕組みとはしない場合は、閲覧しようとするときに、閲覧しようとする情報は「初診時又は救急時を除いて閲覧が禁止されている」旨及び「閲覧の記録が残る」旨の注意喚起ができるような仕組みとする方式など)</p> <p>⑫ 氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号その他地域協議会で協議し、決定したところにより定める項目により自動で名寄せができること。 なお、この要件は、これらの項目により、自動で名寄せできるネットワーク参加者のみを自動で名寄せできることを求めるものであり、自動で名寄せができないネットワーク参加者が発生することは、個人を一意に紐づけできる識別子を名寄せ項目に用いない現状では、やむを得ないものと考えられます。</p> <p>⑬ 将来的な名寄せ方法として、個人を一意に紐づける識別子(マイナンバー、医療等ID)が全国的に用いられることとなった場合に備えて、これらの識別子による名寄せが可能にすること。</p> <p>⑭ 医療情報にアクセスしたすべてのログを記録できること。</p> | <p>⑨ <u>バックアップサーバの設置場所は、クラウドサーバの設置場所の属する地方(いわゆる八地方区分)以外の地方に設置すること。</u> (例：クラウドサーバの設置場所：関東→バックアップサーバの設置場所：関東以外の地方)。</p> <p>⑩ クラウドサーバの設置場所における大規模災害発生時等に伴うデータ損傷発生時に、バックアップサーバから迅速にデータ復旧できること。</p> <p>⑪ サイバーセキュリティに関する国のガイドラインに準拠した技術的安全対策を満たしていること。</p> <p>⑫ 参加機関別かつ職種別に、更新又は閲覧できる情報を制限できること。</p> <p>⑬ 未受診医療機関等からの閲覧を制限できること (例：医療情報を閲覧できない技術的な仕組みを設ける方式、技術的に閲覧できない仕組みとはしない場合は、閲覧しようとするときに、閲覧しようとする情報は「初診時又は救急時を除いて閲覧が禁止されている」旨及び「閲覧の記録が残る」旨の注意喚起ができるような仕組みとする方式など)</p> <p>⑭ _____地域協議会で協議し、決定したところにより定める項目により自動で名寄せができること。 (例：氏名、性別、生年月日、被保険者番号)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 医療情報にアクセスしたすべてのログを記録できること。</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>≪留意事項≫ <u>クラウドサーバとバックアップサーバの設置場所を同一地方にすると、その地方で大規模災害が発生した場合に、データが損害を受け、迅速な普及ができなくなるリスクが増大しますので、バックアップサーバの設置場所については、クラウドサーバの設置場所の属する地方とは別の地方に設置することを推奨します。</u> <u>(例：クラウドサーバの設置場所：関東➡バックアップサーバの設置場所：関東以外の地方)。</u> <u>利用しやすいアプリケーションにするため、当該地域ネットワークに加入する県民ごとに、時系列で各種情報を一覧で表示できるユーザインターフェースのアプリケーションとすること、医療情報と介護情報を扱うアプリケーションを同一とすることを推奨します。</u> その他、構築しようとする地域ネットワークの技術要件 _____ は、地域協議会で協議し、決定するものとします。</p> <p>3-4-3 システム銘柄の選定 ≪必要事項≫ (略) ③ _____ 持続可能な運用を確保する観点から、当該システム銘柄の構築費用及び運用費用の水準について配慮する必要があることから、構築費用・運用費用の水準については、評価基準の項目に必ず設けるものとします。 (略)</p> <p>≪留意事項≫ <u>地域ネットワークの運用開始後、参加機関や参加機関内の利用者数は増減することが想定されるところですが、参加機関内の利用者数が増減した場合などに、当該参加機関の運用経費が増加するような運用となっている場合、上記の利用者ID等の使いまわし</u></p> | <p>⑯ <u>各期日における登録患者数、総閲覧回数、参加機関数を地域協議会に提供できること</u></p> <p>≪留意事項≫ (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>その他、構築しようとする地域ネットワークの技術要件 <u>・仕様</u> は、地域協議会で協議し、決定するものとします。</p> <p>3-4-3 システム銘柄の選定 ≪必要事項≫ (略) ③ <u>県補助で構築する場合には、公金が投入されること及び持続可能な運用を確保する観点から、当該システム銘柄の構築費用及び運用費用の水準について配慮する必要があることから、構築費用・運用費用の水準については、評価基準の項目に必ず設けるものとします。</u> (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|--|---|
| <p><u>を誘発するだけでなく、ネットワークへの新たな参加機関の増加を抑制することにもつながります(利用者ID等の適切な運用については、4-8参照)。</u></p> <p><u>こうしたことから、プロポーザルによるベンダーの選択に当たっては、地域協議会とのライセンス契約について、当該ネットワークの利用者ID等の総数の付与による方式やサイトライセンス(※)による契約ができることをプロポーザル参加要件や評価項目に入れることにより、当該地域が運用しやすい形で運用が可能なベンダーを選択することも必要です。</u></p> <p>3-5 参加機関別の負担金 《必要事項》 地域ネットワークを<u>持続的に運用</u>していくためには、<u>構築完了後の運用経費を当該地域で自主的に負担することが必要となるため、参加機関の間であらかじめ合意しておくことが必要です。</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">(削除) (4-2-2に移動) (4-2-3に移動)</p> <p><u>3-6 地域医療介護連携ネットワークのホームページの開設</u> 《必要事項》 略</p> <p><u>4-2 地域医療介護連携ネットワークへの参加及び脱退</u> <u>4-2-1 県民及び関係機関に対する広報</u> 《必要事項》 <u>地域ネットワークを効果的に運用していくためには、可能な限り多くの県民や関係機関が参加することが重要です。</u> <u>そのため、地域ネットワークの構築がある程度進んだ段階から、その地域協議会の区域内の県民や関係機関に対して、当該ネットワークの広報を行う必要があります。</u> <u>なお、広報の具体的な方法等については、地域協議会で協議し、決定する事項です。</u></p> | <p>3-5 参加機関別の負担金 《必要事項》 地域ネットワークを<u>円滑に持続</u>していくためには、<u>構築完了後の運用経費の負担金について、参加機関の間であらかじめ合意しておくことが必要です。</u> (略)</p> <p>3-6 新規加入を希望する機関の受入及び脱退 3-6-1 新規加入を希望する機関の受入 3-6-2 脱退</p> <p><u>3-7 地域連携ネットワークのホームページの開設</u> 《必要事項》 略</p> <p>(新設) (新設)</p> |

| 素案2（第2回会議提出） ← | 素案1（第1回会議提出） |
|--|--|
| <p>4-2-2 新規加入を希望する機関の受入 《必要事項》 地域ネットワークでは、可能な限り多くの関係機関が参加することが望ましいことから、地域協議会設立後も、新たに当該地域ネットワークへの参加機関を募集し、<u>新規加入を希望する機関があるときは、原則として受け入れることが必要です。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>運用開始後に当該地域 _____ ネットワークへの参加を希望する関係機関のシステム改修費用等に要する経費を県の補助対象とするべきか、補助対象経費の範囲、補助率等については、<u>ガイドライン策定後に行う県財政部局との調整により決定することとする。</u></p> </div> <p>4-2-3 参加機関の脱退 《必要事項》 地域ネットワークに参加するかどうかは自由であることから、地域ネットワークの参加機関は、原則として地域ネットワークから任意に脱退できるものとする必要があります。 参加機関の脱退方法、清算金の支払いの有無その他必要な事項については、<u>当該地域協議会の定款等に定めがあるときは、当該定めにより、当該定めがないときは、地域協議会で協議し、決定するところによるものとします。</u></p> <p>4-2-4 県民等の参加及び脱退と本人同意の取得等 《必要事項》 <u>地域ネットワークへの参加により、当該県民の医療情報は、当該地域ネットワークの参加機関間で、また将来的には全国ネットワークにより当該地域ネットワーク以外の参加機関等で、適宜適切に共有されることとなります。</u> <u>地域ネットワークで共有される医療情報は、個人情報保護法 上、要配慮個人情報に該当するものであることから、オプトアウトによる第三者提供が禁止されていることから、参加申込書等の書面等による本人の _____ 同意の取得が必要です。</u> 本人同意の取得に当たっては、<u>地域ネットワークの効率的な運用の観点から、次の事項について本人の同意を得ておくことが重要です。</u></p> | <p>3-6-1 新規加入を希望する機関の受入 《必要事項》 地域ネットワークでは、可能な限り多くの関係機関が参加することが望ましいことから、地域協議会設立後も、新たに当該地域ネットワークへの参加機関を募集<u>することとします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>運用開始後に当該地域 <u>医療介護連携</u> ネットワークへの参加を希望する関係機関のシステム改修費用等に要する経費を県の補助対象とするべきか、補助対象経費の範囲、補助率等については、<u>第1回会議における議論の状況及び</u>県財政部局との調整により決定することとする。</p> </div> <p>3-6-2 脱退 《留意事項》 <u>地域ネットワークからの脱退は、自由とし、脱退方法、清算金の支払いの有無その他必要な事項については、原則として、当該地域の地域協議会の定款等に定めがあるときは、当該定めにより、当該定めがないときは、地域協議会で協議し、決定します。</u> （新設）</p> <p>4-2-1 本人同意の取得 《必要事項》 （新設） _____ 医療情報は、個人情報保護法 <u>制</u> 上、要配慮個人情報に該当するものであることから、オプトアウトによる第三者提供が禁止されて<u>おり、オプトインによる本人の個別同意の取得が必要です。</u> <u>また、本人同意の取得に当たっては、本人から、当該地域ネットワークの参加機関の間及び、他の地域ネットワークの参加機関との間で医療情報を共有することを承知した旨、書面で確認することが必要です。</u></p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p><u>① 当該県民に適切な医療及び介護を提供するため、当該地域ネットワークの参加機関で、当該県民の医療情報及び介護情報を共有すること。</u></p> <p><u>② 当該患者に適切な医療を提供するため、全国ネットワークを通じた他の地域ネットワークの参加機関である医療機関、薬局等から、当該患者の医療情報を閲覧することがあること。</u></p> <p><u>なお、地域ネットワークの参加する住民は、主として県民となりますが、県境付近に居住する県外の住民や県内に親族が居住している方など、県外の住民が参加を希望する場合も想定されます。地域ネットワークに保存される医療情報は、将来的には、全国ネットワークを通じた広域的な共有により、当該県外の住民に適切な医療・介護を提供するために役立てられるものですので、県内の地域ネットワークに参加を希望する県外の住民を可能な限り受け入れることが必要です。</u></p> <p><u>県民等の脱退方法については、地域協議会の定款等に定めがあるときは、当該定めにより、当該定めがない時は、地域協議会で協議し、決定するところによるものとします。</u></p> <p>《留意事項》 次世代医療基盤法（平成29年法律第28号）の規定に基づき、地域協議会が医療情報取扱事業者となる場合において、クラウドサーバに保存されている医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供する場合がある場合は、あらかじめ、共通の様式（書面）で、患者本人にあらかじめ通知する必要があります。 （略）</p> <p>《参考事項》 地域ネットワークで実際に用いられている本人同意書を参考に添付します（参考資料○） <u>次世代医療基盤法に係るガイドラインは、次のウェブサイトに掲載されています。</u> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/jisedai_kiban/houritsu.html</p> <p><u>4-3 情報閲覧等の制限</u> <u>4-3-1 参加機関別・職種別の情報閲覧範囲、情報更新権限等の設定等</u> 《必要事項》 略 《留意事項》 略</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>《留意事項》 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>《参考事項》 地域ネットワークで実際に用いられている本人同意書を参考に添付します（参考資料○） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4-2-2 参加機関別・職種別の情報閲覧範囲、情報更新権限等の設定等</u> 《必要事項》 略 《留意事項》 略</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|--|--|
| <p> <u>《参考事項》</u> <u>横浜市ガイドラインでは、職種別の閲覧、編集可能な範囲が示されています(第4章4 施設・職種間での情報開示範囲設定)ので、横浜市以外の地域で地域ネットワークを構築する際にも参考にしてください。掲載されているウェブサイトは次のとおりです。</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/seisaku/ICT/guideline.html </p> <p> 4-3-2 未受診医療機関等からの情報閲覧制限 <u>《必要事項》</u> 県民に適切な医療・介護サービスを提供するために、<u> </u>医療情報及び介護情報を取得し、地域ネットワークへの参加機関で共有するものである<u>こと</u>から、県民がサービスを受けたことがない参加機関については、当該県民の医療情報・介護情報を参照することはできません。 </p> <p> ただし、<u>病院及び医科診療所</u>における初診時又は救急時には、より適切な医療を当該患者に提供するため、地域ネットワークのクラウドサーバに保存されている当該患者の医療情報のデータを参照すべきものと判断される場合には、当該参加機関の判断で、閲覧が可能とする仕組みが必要です。 </p> <p> <u>例えば、次のような仕組みが考えられます。</u> </p> <p> <u>①未受診医療機関等から医療情報を技術的に閲覧できない仕組みとした場合</u> <u>特定のIDでログインする場合に当該患者の医療情報の閲覧禁止を解除できるようにする仕組みを併せて構築する。</u> </p> <p> <u>② 未受診医療機関等から医療情報を技術的に閲覧できない仕組みとしなかった場合</u> <u>閲覧しようとするときに、「閲覧しようとする情報は初診時又は救急時を除いて閲覧が禁止されている」旨及び「閲覧の記録が残る」旨の注意喚起ができる仕組みを構築する。</u> </p> <p> <u>ただし、上記②のような方式とする場合は、不適切な医療情報の閲覧の発生を完全に防止できないことから、不適切な医療情報の閲覧の発生を検出できるような仕組みを設けること、ログの解析により不適切な閲覧を行った利用者を割り出した上、事後的な指導等を行うこと、適切な利用を確保するための定期的な研修の実施などの仕組みが必</u> </p> | <p> <u>(新設)</u> </p> <p> 4-2-3 未受診医療機関等からの情報閲覧制限 <u>《必要事項》</u> 県民に適切な医療・介護サービスを提供するために、<u>患者から</u>医療情報及び介護情報を取得し、地域ネットワークへの参加機関で共有するものである<u> </u>から、県民がサービスを受けたことがない参加機関については、当該県民の医療情報及び介護情報を参照することはできません。 </p> <p> ただし、医療機関における初診時又は救急時には、より適切な医療を当該患者に提供するため、地域ネットワークのクラウドサーバに保存されている当該患者の医療情報のデータを参照すべきものと判断される場合には、当該参加機関の判断で、閲覧が可能とする仕組みが必要です。 </p> <p> <u>具体的には、未受診医療機関等から医療情報を技術的に閲覧できない仕組みとした場合は、当該医療機関において迅速に情報閲覧制限を解除できる仕組みを構築します。また、未受診医療機関等からは医療情報を技術的に閲覧できない仕組みとしなかった場合は、閲覧しようとするときに、「閲覧しようとする情報は初診時又は救急時を除いて閲覧が禁止されている」旨及び「閲覧の記録が残る」旨の注意喚起ができる仕組みとする必要があります。</u> </p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p><u>要です。</u></p> <p><u>病院及び医科診療所以外の参加機関における情報閲覧制限の解除の仕組みは、病院及び医科診療所と同様の取り扱いとするかどうかを含めて、地域協議会で協議し、決定します。</u></p> <p>なお、未受診医療機関等からの情報閲覧制限ができることは、導入するシステム銘柄が備える必要のある技術要件です（3-4-2参照）。</p> <p>《留意事項》 略</p> <p>4-4 個人情報保護法制上の留意点及び不適切な個人情報の取扱いの禁止 (略)</p> <p>■正当な理由なく業務上知り得た医療情報を漏洩すると、刑罰法規に触れる可能性があります。</p> <p>《留意事項》 (略)</p> <p>個人情報の保護は、刑法及び個別法の刑罰法規により、保護法益として守られているところですが、地域ネットワークの運用により、参加機関が閲覧できる医療情報・介護情報が広がりますので、<u> </u>情報の取り扱いには<u> </u>一層の注意が必要です。</p> <p>業務上知り得た医療情報を正当な理由なく漏洩すると、当該漏洩した者に刑罰法規が適用される可能性があるほか、地域ネットワークへの県民の信頼を大きく損ねてしまいますので、その取扱いには十分に注意してください。</p> | <div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>県民がこれまでサービスを受けたことがない医療機関以外の参加機関(訪問看護ステーション、介護事業者等)による情報閲覧制限の解除の仕組みは、第2回会議までに事務局において整理、検討の上、第2回会議に提出するガイドライン素案2に盛り込むこととする。</p> </div> <p>なお、未受診医療機関等からの情報閲覧制限ができることは、導入するシステム銘柄が備える必要のある技術要件です（3-4-2参照）。</p> <p>《留意事項》 略</p> <p>4-2-4 個人情報保護法制上の留意点及び不適切な個人情報の取扱いの禁止 (略)</p> <p>■正当な理由なく業務上知り得た医療情報を漏洩すると、刑罰法規に触れる可能性があります。</p> <p>《留意事項》 (略)</p> <p>個人情報の保護は、刑法及び個別法の刑罰法規により、保護法益として守られているところですが、地域ネットワークの運用により、参加機関が閲覧できる医療情報<u>及び</u>介護情報が広がりますので、<u>医療</u>情報の取り扱いには<u>なお</u>一層の注意が必要です。</p> <p>業務上知り得た医療情報を正当な理由なく漏洩すると、当該漏洩した者に刑罰法規が適用される可能性があるほか、地域ネットワークへの県民の信頼を大きく損ねてしまいますので、その取扱いには十分に注意してください。</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|--|---|
| <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師・<u>歯科医師</u>・薬剤師・助産師による<u>秘密漏示</u> ➡刑法第134条《六月以下の懲役又は十万円以下の罰金》 ○保健師・看護師・准看護師による<u>秘密漏示</u> ➡保健師助産師看護師法第44条の3《六月以下の懲役又は十万円以下の罰金》 ○<u>個人情報取扱事業者又はその従業員による個人情報データベース等の自己又は第三者への不正図利行為</u> ➡<u>個人情報の保護に関する法律第83条</u>《一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金》 <p>■正当な理由なく業務上知り得た医療情報等を閲覧し、又は漏洩すると、民事責任が発生する可能性もあります。</p> <p><u>県民等</u>が本人の医療情報・<u>介護情報</u>を地域ネットワークで共有することに同意するのは、当該<u>県民等</u>に適切な医療や介護を提供してもらうという目的があるためです。したがって、業務上知り得た医療情報を、正当な理由なく漏洩する行為や、当該<u>県民等</u>に適切な医療又は介護サービスを提供する目的がないのに当該<u>県民等</u>の医療情報・<u>介護情報</u>を閲覧する行為は、<u>債務不履行責任</u>（民法第415条）や<u>不法行為責任</u>（民法709条）を生じさせることがあるほか、地域ネットワークへの県民の信頼を大きく損ねてしまいますので、その取扱いには十分に注意してください。</p> <p>（略）</p> <p>4-5 名寄せ 《必要事項》</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p><u>各参加機関に分散して保存されている同一人物に係る医療情報・介護情報が、同一人</u></p> | <p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師・_____薬剤師・助産師による<u>情報漏洩</u> ➡刑法第134条《六月以下の懲役又は十万円以下の罰金》 ○保健師・看護師・准看護師による<u>情報漏洩</u> ➡保健師助産師看護師法第42条の2《六月以下の懲役又は十万円以下の罰金》 <p>（新設）</p> <p>■正当な理由なく業務上知り得た医療情報等を閲覧し、又は漏洩すると、民事責任が発生する可能性もあります。</p> <p><u>患者</u>が本人の医療情報_____を地域ネットワークで共有することに同意するのは、当該<u>患者</u>に適切な医療や介護を提供してもらうという目的があるためです。したがって、業務上知り得た医療情報を、正当な理由なく漏洩する行為や、当該<u>患者</u>に適切な医療又は介護サービスを提供する目的がないのに当該<u>患者</u>の医療情報_____を閲覧する行為は、<u>不法行為責任を生じさせることがある</u>（民法第709条）ほか、地域ネットワークへの県民の信頼を大きく損ねてしまいますので、その取扱いには十分に注意してください。</p> <p>（略）</p> <p>4-3 名寄せ 《必要事項》</p> <p><u>名寄せとは、具体的には、検索しようとしている「患者」と、地域ネットワークのアプリケーション上表示される「患者」が一致すること（確実な患者検索）を指します。別人の医療情報を閲覧した上で医療を提供することを防止するためには、確実に一致させる必要があります。</u></p> <p><u>医療の現場で、迅速かつ確実に過去の医療情報を閲覧するためには、一定の項目によ</u></p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p>物の医療情報・介護情報であるとして、クラウドサーバに適切に保存されるようにするためには、名寄せを適切に行う必要があります。</p> <p>将来的に、地域ネットワークの名寄せ項目として、マイナンバーや医療等IDといった個人を一意に把握できる識別子が全国的に用いられる状況になるまでの名寄せ項目としては、①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤被保険者番号といった項目で行う必要があります。</p> <p>また、名寄せについては、地域協議会等の負担を軽減するため、可能な限り、導入するシステムにより自動で行う必要がありますが、個人を一意に把握できない現状では、自動で名寄せできないネットワーク参加者が一定程度発生することはやむを得ないものと考えられます。</p> <p>そこで、システムにより自動で名寄せできないネットワーク参加者については、手動で名寄せすることが必要となりますが、その際の事務処理については、ベンダーと調整の上、当該地域協議会が協議し、決定したところにより行う必要があります。</p> <p>また、上記の項目で、システム上自動的に名寄せを行うことについては、導入しようとするシステム銘柄の技術仕様に設ける事項です。</p> <p>4-6 定期的な評価 《必要事項》 地域協議会は、各四半期末における参加機関数及びその種類別の内訳数、登録患者数を把握し、翌四半期の期首月末までに、当該地域協議会のホームページに掲載してください。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>4-7 参加機関及びベンダーにおける安全管理対策の徹底 《必要事項》 略</p> | <p>りシステム上自動で必要があります。名寄せの項目は、具体的には、①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤被保険者番号が想定されますが、名寄せの項目は地域協議会で協議し、決定するところにより定めます。</p> <p>名寄せをシステム上自動で行う場合、例えば、氏名の漢字(例：「高橋」⇔「高橋」)や住所の大文字・小文字、表記方法(例：「一丁目一番地」「1-1」「1-1」「1-1」)が一致しないと、そもそも患者検索画面で表示されないといった事態も想定されますので、適切な名寄せ項目、方法について、ベンダーと調整する必要があります。</p> <p>なお、システム上自動で一致しない場合(検索したときに複数の候補者が表示されたり、該当なしと表示されるような場合)は、手動で一致させる必要がありますが、その際のルールは地域協議会で協議し、決定します。</p> <p>また、一定の項目で、システム上自動的に患者検索ができることについては、導入しようとするシステム銘柄の技術仕様に設ける事項です。</p> <p>4-4 定期的な評価 《必要事項 (一部再掲)》 地域協議会は、各四半期末における参加機関数及びその種類別の内訳数、登録患者数、参加施設別ログイン数を把握し、翌四半期の期首月末までに、当該地域協議会のホームページに掲載してください。</p> <p>地域ネットワークは、参加する施設や登録患者数、閲覧数が多いほど、県民へのより適切な医療・介護の提供につながりますので、参加施設の新たな呼びかけや積極的に本人同意を取得するよう努めてください。</p> <p>4-5 参加機関及びベンダーにおける安全管理対策の徹底 《必要事項》 略</p> |

| 素案2 (第2回会議提出) ← | 素案1 (第1回会議提出) |
|---|---|
| <p>4-8 利用者ID等の適正な運用 《必要事項》 <u>地域ネットワークの運用上、医療情報や介護情報の閲覧に当たっては、アプリケーションの利用という形態となると思われるところ、アプリケーションの利用のための適切なライセンスの取得及びその運用(参加機関の利用者ごとに利用者ID等を設定するなど)が必要です。利用者ID等の使いまわしは、不適切なライセンス利用に該当する可能性があるだけでなく、パスワードの共有を伴うことから、安全管理上も問題です。</u></p> <p>(削除)</p> | <p>(新設)</p> <p>6 県の補助事業により地域医療介護連携ネットワークを構築する際の留意点</p> |